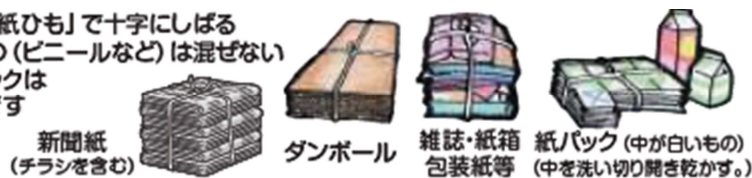


## 令和4年度より古紙（雑がみ）の出し方のルールを追加します

古紙の出し方のルールとして、ダンボール、新聞紙、紙パック以外の「雑誌や紙箱、包装紙等」はそれだけを重ねて紙ひもで十字にしばって出すこととしていましたが、資源として貴重な細かい紙なども出しやすくする為に令和4年度からは紙袋に入れて出すことが出来るようにいたします。

### これまで

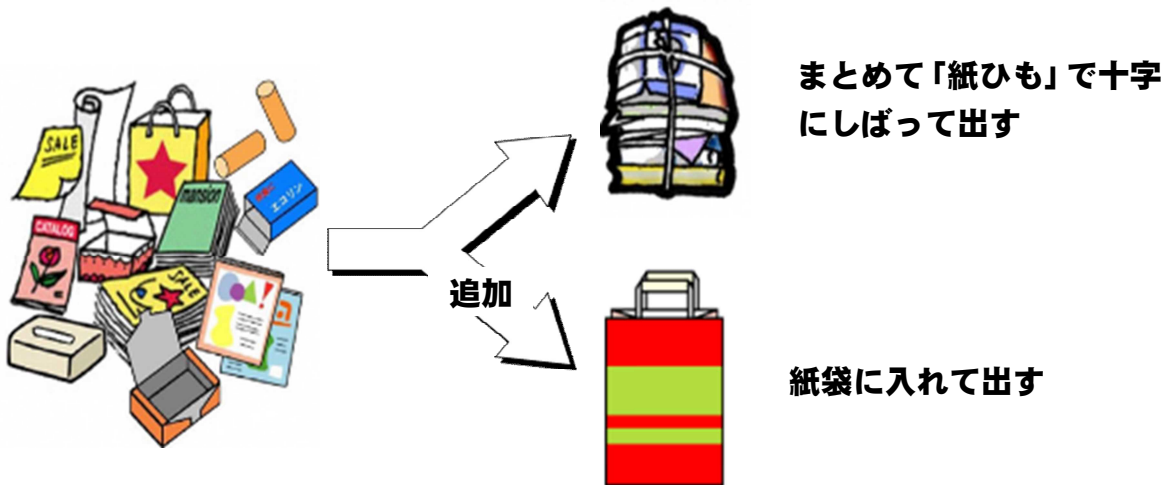
種類ごとに「紙ひも」で十字にしばる  
紙以外のもの（ビニールなど）は混ぜない  
酒類の紙パックは  
燃えるゴミです



### 令和4年度からは

ダンボール、新聞紙、紙パック  これまでどおり

### 雑誌・紙箱・包装紙等



※ビニール製の袋や段ボール箱に入れて出すことは出来ません。（リサイクル工程で機械の故障を招く危険があります。）

※ダンボール、新聞紙、紙パックについてはこれまでと同様にその種類ごとに紙ひもで（ガムテープやビニール製の紐、各種ロープは使用出来ません。）十字にしばって出してください。

※防水加工紙（アイスの容器等）、レシート、金紙、銀紙、感熱紙、圧着紙、カーボン紙、写真、ティッシュ、トイレットペーパー、においが強い紙は、リサイクルできないため古紙には入れず、燃えるごみへ出して下さい。